

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、令和元年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2 監査の対象

団体名	特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会（会長 齋藤 三千義）
施設名	平川市運動施設 <ul style="list-style-type: none">・ 平賀体育館・ 平賀屋内温水プール・ 碓ヶ関屋内温水プール・ B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館
所管課	平川市教育委員会 スポーツ課 維持管理係

3 監査の実施日及び監査実施場所

実施日 令和2年10月13日及び14日

実施場所 平川市運動施設 平賀屋内運動場（ひらかドーム）会議室

4 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

5 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

6 管理施設の概要

- (1) 名称、所在地、敷地面積等

① 平川市運動施設 平賀体育館

ア 所在地 平川市新館野木和18番地1

イ 敷地面積 7,183 m²（相撲場56 m²含む）

ウ 総建築面積 2,762 m²（1階1,929 m²、2階833 m²）

エ 建築構造 鉄筋コンクリート一部2階建

オ 競技場内容 バスケット2面、バレーボール2面、バドミントン6面

② 平川市運動施設 平賀屋内温水プール

ア 所在地 平川市新館野木和48番地

イ 総建築面積 1,610 m²

ウ 建築構造 鉄筋コンクリート平屋建

エ 施設内容 プール25m、幼児プール、事務室、多目的室、更衣室、採暖室、用具庫

③ 平川市運動施設 碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）

ア 所在地 平川市碓ヶ関高田20番地3

イ 敷地面積 7,591 m²

ウ 総建築面積 2,696 m²

エ 建築構造 鉄筋コンクリート一部2階建

オ 施設内容 メインプール25m、サブプール18m、アメニティプール、トレーニング室、ファミリープール、事務室、会議室、役員室、更衣室、採暖室、用具庫

④ 平川市運動施設 B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館

ア 所在地 平川市新屋町北鶉野 15 番地 1
(尾上体育館は平川市中佐渡南田 95 番地 4)

イ 総敷地面積 45,159 m²

ウ 各施設内容

(1) B&G 尾上体育館

- a 建築面積 1,102 m²
- b 建物構造 鉄骨
- c 競技場内容 バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球その他

(2) 尾上武道館

- a 建築面積 208 m²
- b 建物構造 木造平屋建 (121 畳敷き)
- c 競技場内容 柔道、空手、躰道他

(3) 尾上野球場

- a 面積 グラウンド 11,800 m²、スタンド 2,600 m²
- b 付属設備 ナイター照明有り、スコアボード (電光掲示板) 有り

(4) 尾上テニスコート

- a 面数 5 面
- b 構造 ハードコート

(5) 尾上多目的広場

- a 面積 グラウンド 6,460 m²

(6) 尾上体育館

- a 建築面積 1,021 m²
- b 建築構造 鉄骨
- c 競技場内容 バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面、卓球その他

(2) 使用時間、時間区分 (平川市運動施設条例及び同条例施行規則から)

施設名称	使用時間	時間区分
平賀体育館	午前 9 時～午後 9 時	1 区分は 1 時間
平賀屋内温水プール	午前 10 時～午後 9 時	1 区分は 2 時間 (4 区分。各区分の終了時間 15 分前から次の区分について更衣室利用可能)
碓ヶ関屋内温水プール (ゆうえい館)	午前 10 時～午後 9 時	
B&G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館	午前 9 時～午後 9 時	1 区分は 1 時間

7 指定管理期間及び令和元年度指定管理料

施設名称	指定管理期間	令和元年度指定管理料
平賀体育館	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	16,134,000円
平賀屋内温水プール	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	24,564,000円
碓ヶ関屋内温水プール(ゆうえい館)	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	36,614,000円
B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上多目的広場及び尾上体育館	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	24,259,000円
合計		101,571,000円

8 業務範囲(全施設共通)

- (1) 運動施設の利用に関すること。
- (2) 運動施設の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (4) 運動施設の利用促進に関する業務
- (5) 利用許可等に関する業務
- (6) 利用料金の収納等に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運動施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

9 管理基準(全施設共通)

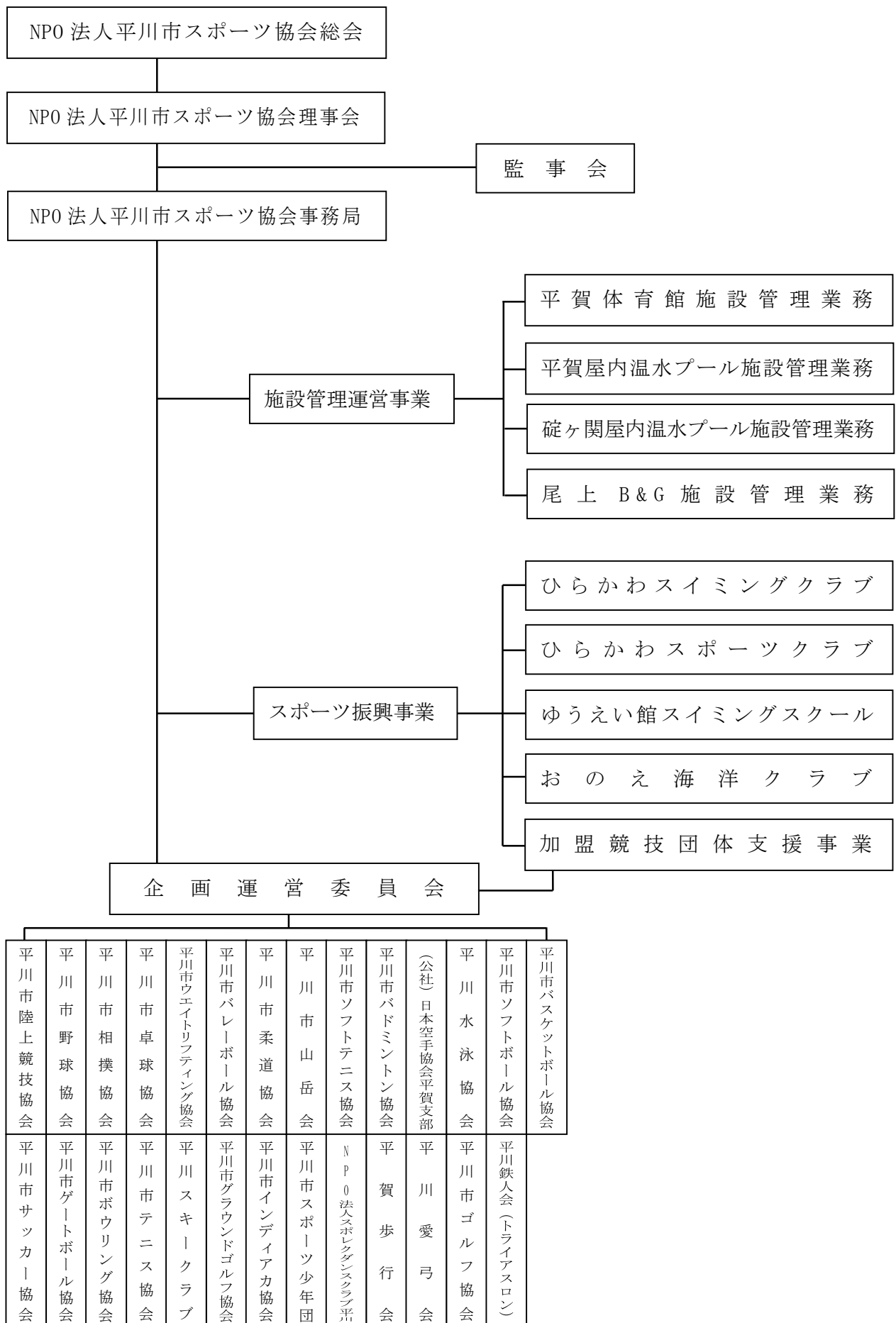
- (1) 関係法令、平川市条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては個人情報保護法及び平川市個人情報保護条例の趣旨に基づき適正に行うこと。
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (5) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

10 関係例規(全施設共通)

- (1) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例
- (2) 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則
- (3) 平川市運動施設条例
- (4) 平川市運動施設条例施行規則

11 事業概要

(1) 組織



法人の組織は、総会（理事及び監事の選任・解任、計算書類の承認、定款の変更等の権限を有する議決機関）、理事会（定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する）、監事（理事の業務執行の監督、財産の状況を監査等）、事務局（事業の実施機関）、並びに企画運営委員会（加盟競技 27 団体の正会員からそれぞれ 1 人選出）で構成されている。

令和元年度の役員は 13 名で、会長 1 名、副会長 3 名、理事長 1 名、理事 5 名、監事 3 名である。

理事会は年間で 4 回（①前年度各事業活動決算報告、総会提案資料検討等、②職員募集について、各種助成金交付事業実施要項の改定について等、③ひらかドーム指定管理者参入について、4 月～9 月分収支報告、ひらかわスポーツフェスティバル報告、臨時職員採用結果報告等、④令和 2 年度事業計画及び予算案、各種規則規定の改定について、総会・監査・理事会日程について）、また、企画運営委員会（県民体育大会申込説明等）及び加盟団体長連絡会（スポーツ協会への要望）がそれぞれ年 1 回開催されている。

（2） 事業の内容

運動施設の管理運営は、スポーツの普及発展に係る専門的な視点から市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することに目的がある。

指定管理者の主な業務は、施設の維持管理、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納、健康及び体力づくり増進事業である。

指定管理者は事業の基本方針として、市民のニーズに効果的・効率的に対応した市民本位の管理運営が基本で不可欠であることを認識し、体育施設の提供及び事業に取り組んでおり、当該事業計画に基づき施設利用者へのサービス向上に努めている。

12 各施設の収支状況（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

（単位：円）

項 目		平賀体育館	平賀屋内 温水プール	碓ヶ関屋内 温水プール (ゆうえい館)	B&G 尾上体育 館他 5 施設	合 計
収 入	指 定 管 理 料	16,134,000	24,564,000	36,614,000	24,259,000	101,571,000
	使 用 料 等	1,593,800	3,884,260	3,021,527	1,312,870	9,812,457
	そ の 他 (自販機売上等)	430,952	0	373,466	412,769	1,217,187
	合 計	18,158,752	28,448,260	40,008,993	25,984,639	112,600,644
支 出	給 料 手 当	12,770,810	17,301,714	13,241,808	13,280,379	56,594,711
	旅 費 交 通 費	0	0	0	0	0
	通 信 運 搬 費	193,569	198,371	169,217	189,541	750,698

消耗品費等	413,145	1,312,829	998,783	1,043,317	3,768,074
修繕費	271,416	934,029	1,336,628	686,643	3,228,716
印刷製本費	0	0	0	8,575	8,575
燃料費	1,209,823	4,959,000	9,403,380	380,160	15,952,363
光熱水料費	1,557,500	2,384,942	11,450,266	5,143,452	20,536,160
原材料費	0	0	0	0	0
賃借料	513,754	0	202,509	233,086	949,349
保険料	156,200	46,530	37,680	270,000	510,410
租税公課	967,992	761,408	922,666	924,434	3,576,500
負担金支出	0	0	0	9,288	9,288
委託費	1,625,353	3,425,217	2,806,569	5,386,923	13,244,062
雑費	23,210	46,006	58,146	35,444	162,806
合計	19,702,772	31,370,046	40,627,652	27,591,242	119,291,712
収支差引額	△ 1,544,020	△ 2,921,786	△ 618,659	△ 1,606,603	△ 6,691,068

13 指定管理施設全体の収支対前年度比

(単位：円、%)

項目		令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B) ×100
収 入	指定管理料	101,571,000	97,587,000	3,984,000	4.1
	使用料等	9,812,457	10,522,816	△ 710,359	△ 6.8
	その他(自販機売上等)	1,217,187	1,201,238	15,949	1.3
	合計	112,600,644	109,311,054	3,289,590	3.0
支 出	給料手当	56,594,711	54,209,463	2,385,248	4.4
	旅費交通費	0	133,283	△ 133,283	皆減
	通信運搬費	750,698	724,044	26,654	3.7
	消耗品費等	3,768,074	3,011,993	756,081	25.1
	修繕費	3,228,716	2,388,240	840,476	35.2
	印刷製本費	8,575	0	8,575	皆増
	燃料費	15,952,363	15,865,013	87,350	0.6
	光熱水料費	20,536,160	18,974,220	1,561,940	8.2
	原材料費	0	0	0	—
	賃借料	949,349	976,707	△ 27,358	△ 2.8
	保険料	510,410	485,850	24,560	5.1

租 税 公 課	3,576,500	3,569,657	6,843	0.2
負 担 金 支 出	9,288	120,728	△ 111,440	△ 92.3
委 託 費	13,244,062	13,265,480	△ 21,418	△ 0.2
雑 費	162,806	146,946	15,860	10.8
合 計	119,291,712	113,871,624	5,420,088	4.8
収支差引額	△ 6,691,068	△ 4,560,570	△ 2,130,498	46.7

14 運動施設利用状況（使用目的別施設／減免利用者数を含む）

（単位：人、％）

施設名（使用目的別）		年 度		増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C)/(B)× 100
		令和元 年度 (A)	平成30 年度 (B)		
平賀体育館	体育館	29,068	31,509	△ 2,441	△ 7.7
屋内温水プール	プール	28,548	33,930	△ 5,382	△ 15.9
碓ヶ関屋内温水 プール(ゆうえい館)	プール	23,116	21,887	1,229	5.6
B&G 尾上体育館	尾上体育館	14,610	19,185	△ 4,575	△ 23.8
	ミーティングルーム	772	1,155	△ 383	△ 33.2
尾上武道館	武道場	2,835	3,711	△ 876	△ 23.6
尾上野球場	野球場	9,723	8,590	1,133	13.2
尾上テニスコート	テニスコート	3,818	4,334	△ 516	△ 11.9
尾上多目的広場	多目的広場	3,959	3,580	379	10.6
尾上体育館	体育館	8,993	11,770	△ 2,777	△ 23.6
	小 計	44,710	52,325	△ 7,615	△ 14.6
合 計		125,442	139,651	△ 14,209	△ 10.2

15 令和元年度事業実績

(1) 収支決算状況

指定管理施設全体の収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が112,600,644円で、前年度より3,289,590円(3.0%)の増となっている。これは、指定管理料が増となったことが主な要因である。

また、支出の部では、合計が119,291,712円で、前年度より5,420,088円(4.8%)の増となっている。これは、人件費及び光熱水費が増となったことが主な要因である。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、6,691,068円の赤字となり、赤字額は前年度より2,130,498円(46.7%)の赤字増となっている。

(2) 施設利用状況

施設利用状況の前年度との比較では、利用者数合計が125,442人で、前年度より14,209人(10.2%)の減となっている。これは、平賀屋内温水プールのボイラー故障により、令和元年12月中旬から一か月間臨時休館としていたことや新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月に全施設を臨時休館とせざるを得なかったことによる。

第2 監査の結果

1 結果

(1) 特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会に関する事項

指定管理施設が9か所であり、その指定管理料も高額であることから、平成29年度分より毎年監査を実施しており、今回は令和元年度分の監査を実施した。

事前に提出を求めた書類及び監査当日提出された書類による聴取等を行った結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、その他事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の際に口頭にて改善または検討を要望した。

(2) 所管課に関する事項

施設における設備の現状に合わせ、指定管理業務基準書の業務内容について見直し、当該団体と適時連絡を取り合いながら指導・助言をお願いする。

2 総括

平川市運動施設は、市民スポーツの拠点施設として全市民を対象とするスポーツ活動の場であり、市民の健康管理、体力維持、また各種スポーツ競技に利用されている。

特定非営利活動法人 平川市スポーツ協会においては、積極的に管理運営されていることに敬意を表するものである。

今後も所管課との連携を密にしながら、施設利用者の安全確保などに努めるとともに、利用者のニーズを把握しながら、施設の管理運営及び事業のさらなる充実を図っていただきたい。